

市民提案募集中

まちづくり基本条例に基づき市民からの
市政へのアイデア提案を募集しています。

まちづくり基本条例とは・・・

市民の参画、協働のまちづくりを仕組みとして保障し、地方分権時代の基礎自治体として、自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため制定されました。

まちづくり委員会とは・・・

市民の皆さんに、まちづくりや市政をより身近に感じてもらうことを目的とし、市民からのまちづくりの提案やまちづくり基本条例の適切な運用について審議し、市長へ提言しています。

応募概要

応募資格…清瀬市民

応募期間…令和4年9月30日まで

応募方法…郵送、FAX、企画課窓口、提案箱、専用フォーム

※裏面が提案用紙になっています。

※提案に参考資料などがありましたら提出してください。

注意事項

- 電話や匿名での応募は受付しません。
- 提案については、清瀬市まちづくり委員会で審議いたします。
- 本提案は、市民の意見を市政の参考するためであり、必ずしも実現するわけではありません。
- 御意見、御要望等は、「メールでのお問い合わせ」または「市長への手紙」をご利用ください。
- まちづくり基本条例に適さない提案の場合、秘書広報課または提案内容に対する担当課から回答する場合もございます。

問合せ・提出先

〒204-8511 東京都清瀬市中里5-842
事務局：企画部企画課市民協働係
☎042-497-1803 FAX 042-491-8600

詳細について、
市ホームページ
をご参照ください。



清瀬市 まちづくり 提案



清瀬市まちづくり基本条例に基づく市民提案用紙

No.

令和 年 月 日

氏名	
住所	
電話番号またはメールアドレス	

清瀬市まちづくり基本条例に関する提案

題名	
----	--

現状及び課題点

提案内容

見込める成果

※電話でのご意見、匿名のご意見は受付できません。
※参考資料などがございましたら添付ください。
※本提案は、市民の意見を市政の参考にするためであり、**必ずしも実現するわけではありません。**
※本提案は、清瀬市まちづくり委員会で審議いたします。